

女性労働者の能力発揮を積極的に推進している企業を募集します

**ご応募お待ち
しています！！**

「均等推進企業表彰」

平成18年度

女性労働者の能力発揮を促進するためには、これまでの固定的な性別による役割分担意識や、過去の経緯から男女労働者の間に事実上生じている差を解消し、実質的な男女均等を目指していくことが必要です。厚生労働省では、こうした取組（ポジティブ・アクションと呼んでいます）を社の方針として示し、かつ積極的に推進している企業を対象とした「均等推進企業表彰」を実施しています。

応募期間は、平成17年10月1日～11月30日です。

実 施 要 領

趣 旨

女性労働者の能力発揮を促進するための積極的取組（ポジティブ・アクション）を推進している企業に対し、その取組をたたえとともに、これを広く国民に周知し、女性労働者の能力発揮の促進を図ります。

対 象

女性労働者の能力発揮を促進するための積極的取組（ポジティブ・アクション）として、「採用拡大」、「職域拡大」、「管理職登用」、「職場環境・職場風土の改善」のうち、いずれかの取組を実施している企業が対象となります。

応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、各都道府県労働局雇用均等室あてにファクシミリ又は郵送にて送付して下さい。

選考方法

- (1) 応募書類の審査を行った後、都道府県労働局雇用均等室が、雇用管理状況（年齢別・勤続年数別就業状況、採用状況、配置状況及び管理職状況）及び取組内容の詳細についてのヒアリングを実施します。
- (2) ヒアリング結果をもとに、一定の選考基準に基づき、次の各賞の選考を行います。

イ. 厚生労働大臣賞

(イ) 最優良賞

女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が顕著である企業。（平成11年度もしくは平成12年度における労働大臣努力賞、平成13年度もしくは平成14年度における厚生労働大臣努力賞及び平成15年度以降における厚生労働大臣優良賞を受賞した企業が選考の対象となります。）

(ロ) 優良賞

女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が認められる企業。（平成11年度における女性少年室長賞又は平成12年度以降における都道府県労働局長賞を受賞している企業も選考の対象に含めます。）

ロ. 都道府県労働局長賞

(イ) 優良賞

地域において、女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取組を推進している企業。

(ロ) 奨励賞

地域において、女性の能力発揮を促進するための取組を推進していると認められる企業。

決定方法

- (1) 都道府県労働局長は、選考結果に基づき、都道府県労働局長賞の受賞企業及び厚生労働大臣賞の候補企業を決定し、厚生労働大臣に対し、厚生労働大臣賞候補企業の推薦を行います。
- (2) 厚生労働大臣は、推薦された企業の中から、厚生労働大臣最優良賞及び厚生労働大臣優良賞の受賞企業を決定します。

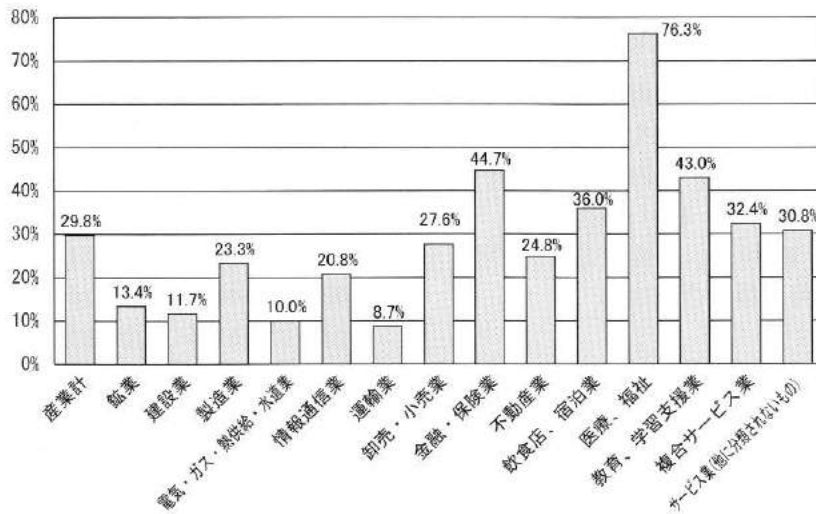
その他

- (1) 実施要領、応募用紙、ヒアリング項目及び選考基準は厚生労働省ホームページでご覧いただけます。<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/index.html>
- (2) 選考結果は、都道府県労働局雇用均等室からお知らせします。
- (3) 表彰は、男女雇用機会均等月間（6月）中に行います。

（参考）働く女性の状況

＜産業別女性労働者の割合＞

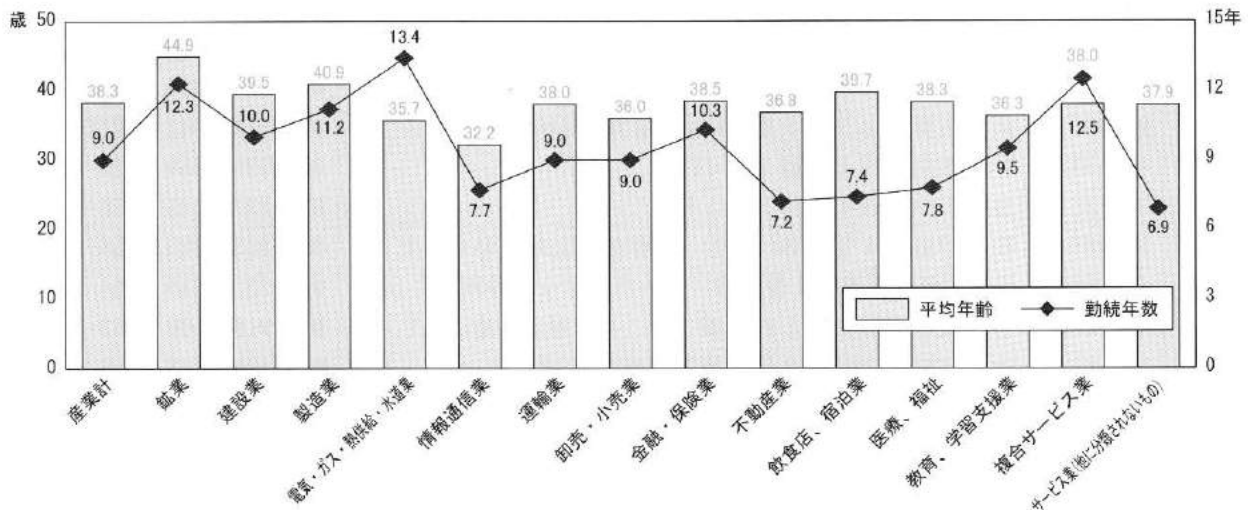
出所：「賃金構造基本統計調査」平成16年



(注) 各産業をさらに細かく分類した値の一覧は厚生労働省ホームページに掲載している「選考基準」に添付していますので参照ください。

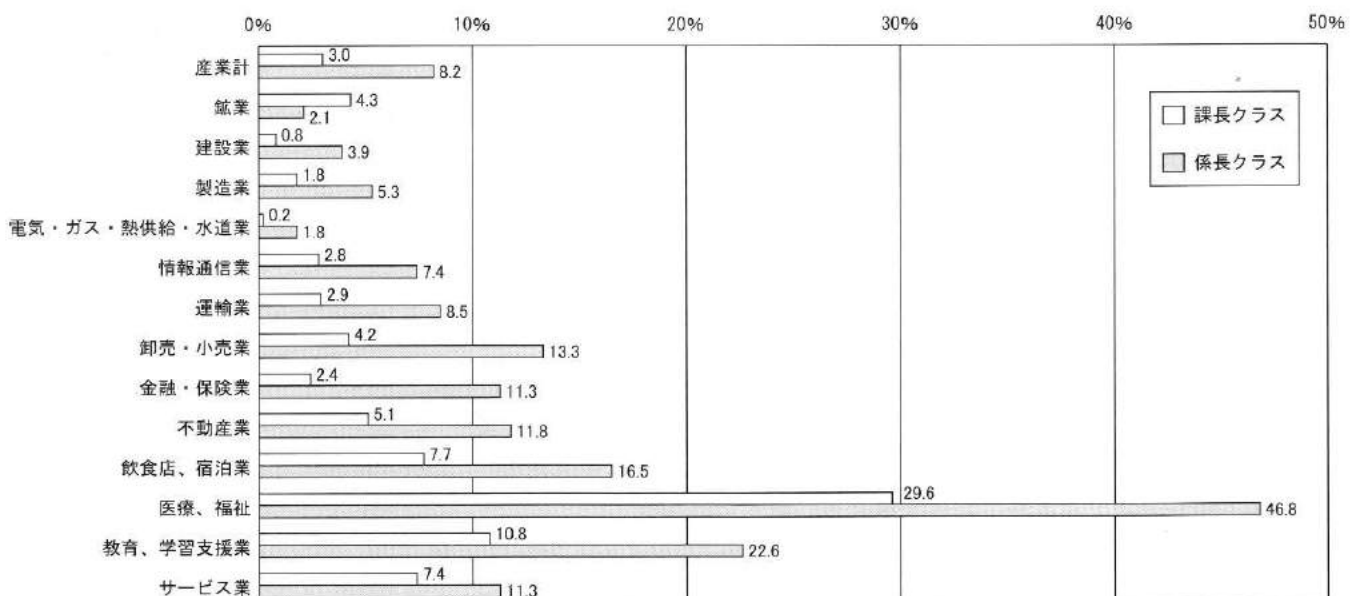
＜産業別女性労働者の平均年齢と平均勤続年数＞

出所：「賃金構造基本統計調査」平成16年



＜産業別管理職に占める女性労働者の割合＞

出所：「女性雇用管理基本調査」平成15年度



※ 「女性労働者」には、パート・アルバイト等は含まれていません。

※ 調査対象産業のうち、①教育、学習支援業：学校教育を除く、②複合サービス業：企業数が少ないため調査不能、

③サービス業(他に分類されないもの)：家事サービス、外国公務を除く、ものとしています。

応募用紙

Q1 御社の取組について

ポジティブ・アクションとして取り組むことについての方針が明確になっていますか。その方法について記述してください。

* ポジティブ・アクションの取組が社の方針として明確化されていなければ、表彰の対象とはなりません。

例) 実施計画を策定している、社内報等の方針を掲載している、経営トップが社内外で社の方針として話している、社内にポジティブ・アクションのための推進体制をつくっている など

Q2 過去3年以内に取組んだ、または現在取り組んでいる項目について、当てはまるものにチェックしてください。次に、チェックした項目について、具体的な目標や実施した（している）取組の内容を、例を参考に箇条書きで記述してください。

過去3年以内に取組んだ、または現在取り組んでいる項目

チェック

採用拡大（女性がいない又は少ない採用区分において、女性を積極的に採用すること）

例) 目 標：四大卒採用者の女性比率を上げること

取組内容：①女性の応募を促すために、女性求職者を対象とした職場見学会を実施した
②役員、面接担当者に男女均等な採用に関する研修を実施している
③採用権限のある者に女性を含め、選考の中立性を確保している

職域拡大（女性がいない又は少ない職域に女性を積極的に配置すること）

例) 目 標：生産部門の女性の配置を増やすこと

取組内容：①生産現場に女性用トイレ、女性用更衣室を増設した
②女性の受け入れ経験が乏しい管理職に対する研修を実施している
③新たな職域を目指す者に対し、資格取得の支援をしている

労働局雇用均等室所在地一覧

都道府県名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2715	011-709-8786
青森	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎	017-734-4211	017-777-7696
岩手	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館	019-604-3010	019-604-1535
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8844	022-299-8845
秋田	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018-862-6684	018-862-4300
山形	990-8567	山形市緑町1丁目5番48号 山形地方合同庁舎	023-624-8228	023-624-8246
福島	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎	024-536-4609	024-536-4658
茨城	310-8511	水戸市北見町1番11号	029-224-6288	029-224-6265
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028-633-2795	028-637-5998
群馬	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル	027-210-5009	027-210-5104
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心II-2 明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー	048-600-6210	048-600-6230
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2307	043-221-2308
東京	112-8581	文京区後楽2丁目5番1号 住友不動産飯田橋ファーストビル	03-3818-8408	03-5689-5076
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎	045-211-7380	045-211-7381
新潟	951-8588	新潟市川岸町1丁目56番地	025-234-5928	025-265-6420
富山	930-8514	富山市桜橋通り2番25号 富山第一生命ビル2F	076-432-2740	076-432-3959
石川	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-265-4429	076-221-3087
福井	910-0019	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-3947	0776-22-4920
山梨	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号	055-225-2859	055-225-2787
長野	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号	026-227-0125	026-227-0126
岐阜	500-8842	岐阜市金町4丁目30番地 明治安田生命岐阜金町ビル	058-263-1220	058-263-1707
静岡	420-0857	静岡市葵区御幸町4番1号 アーバンネット静岡ビル5階	054-252-5310	054-252-8216
愛知	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング	052-219-5509	052-220-0573
三重	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎	059-226-2318	059-228-2785
滋賀	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル	077-523-1190	077-527-3277
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-0504	075-241-0493
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館	06-6941-8940	06-6946-6465
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー	078-367-0820	078-367-3854
奈良	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0210	0742-32-0214
和歌山	640-8583	和歌山市中之島1518番地 和歌山M I Dビル	073-421-6157	073-421-6158
鳥取	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号	0857-29-1709	0857-29-4142
島根	690-0841	松江市向島町134番10号	0852-31-1161	0852-31-1505
岡山	700-8611	岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-224-7639	086-224-7693
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館	082-221-9247	082-221-2356
山口	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館	083-995-0390	083-995-0389
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階	088-652-2718	088-652-2751
香川	760-0018	高松市天神前5番12号 香川労働局第3庁舎	087-831-3762	087-831-3759
愛媛	790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎	089-935-5222	089-935-5223
高知	780-8548	高知市南金田48番2号	088-885-6041	088-885-6042
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-411-4894	092-411-4895
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7218	0952-32-7224
長崎	852-8117	長崎市平野町22番40号 ㈱九電工長崎支店ビル	095-844-4384	095-844-4423
熊本	860-0008	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎	096-352-3865	096-352-3876
大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル6階	097-532-4025	097-537-1240
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-38-8827	0985-38-8831
鹿児島	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル	099-222-8446	099-222-8459
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎	098-868-4380	098-869-7914